

議案第 13 号

小城市土生遺跡調査委員会設置要綱

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和 5 年 10 月 26 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

土生遺跡群で遺跡の内容把握のための確認調査を実施するにあたって、考古学の専門家に指導助言を得るために、小城市土生遺跡調査委員会を設置したいので、小城市土生遺跡調査委員会設置要綱を定める必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会告示第 号

小城市土生遺跡調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 小城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会が5か年事業として実施する土生遺跡の調査研究について指導及び助言を得るため、小城市土生遺跡調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、土生遺跡及びそれに関連する遺跡に関する発掘調査について審議し、指導及び助言を行うとともに、必要な事項について教育委員会に建議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、考古学、その他の学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員若干人を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

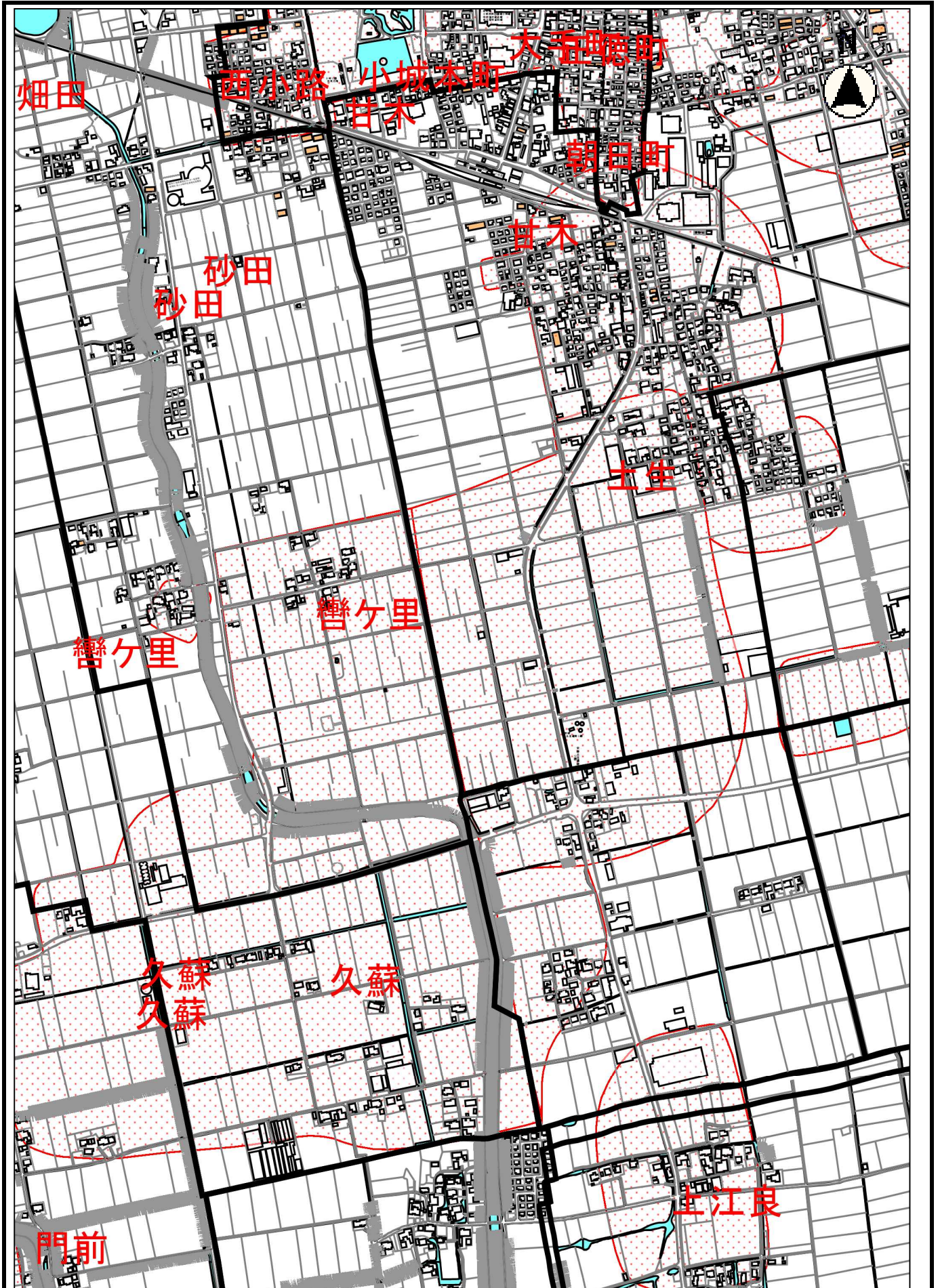
第7条 委員会の庶務は、小城市教育委員会文化課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



縮尺 1 : 10000

※この図面は位置的なものを示すものであり  
権利関係には使用できません。